

我孫子市集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市集会施設の設置及び管理に関する条例(昭和51年条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第3条 略 <u>(登録)</u>	第3条 略
第4条 <u>集会施設(市民センターに限る。)を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。</u> (使用の許可)	(使用の許可)
第5条 <u>集会施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</u>	第4条 <u>集会施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</u>
第6条 略 (<u>使用の許可の取消し等</u>)	第5条 略 (<u>使用の取消等</u>)
第7条 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。</u> (1) <u>第5条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)</u> がこの条例及びこれに基づく規則に違反したとき。 (2) <u>使用者が</u> 使用許可の条件に違	第6条 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用中であつてもこれを中止させることができる。</u> (1) この条例及びこれに基づく規則に違反したとき。 (2) 使用許可の条件に違反したと

反したとき。

(3) 略

(4) その他市長が必要があると認めたととき。

2 前項の規定による使用の許可の取消又は使用の中止により使用者に損害が生ずることがあつても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第8条 集会施設の使用料は、別表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の納入)

第9条 使用料は、市民センターにあつては使用の許可を受けた施設を使用する時に、近隣センターにあつては使用の許可を受けた時に、納入しなければならない。ただし、市長が必要があると認めたとときは、この限りでない。

2 使用者は、自己の都合により許可を受けた施設(市民センターに限る。)の使用を取りやめたときは、規則で定めるところにより、使用料を納入しなければならない。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が必要があると認めたと

き。

(3) 略

(4) その他市長が特に必要があると認めたととき。

2 前項の規定による使用許可の取消又は使用の中止により使用者に損害が生ずることがあつても、市長は賠償の責を負わない。

(使用料)

第7条 集会施設の使用料は、別表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、減免することができる。

(使用料の徴収)

第8条 使用料は、使用の許可を受けた際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたとときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると

<p>ときは、この限りでない。 (原状回復及び損害賠償)</p>	<p>認めたときは、この限りでない。 (損害賠償)</p>
<p>第11条 使用者は、集会施設の施設若しくは器材等を亡失し、若しくはき損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>第10条 使用者は、集会施設の施設又は器材等を亡失若しくはき損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めたときは、減免することができる。</p>
<p>第12条 略 別表(第8条関係) 表 略</p>	<p>第11条 略 別表(第7条関係) 表 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年12月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の我孫子市集会施設の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第4条の登録の手續その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行日以後の使用に係る許可申請及び使用料の納入について適用し、同日前の使用に係る許可申請及び使用料の納入については、なお従前の例による。